

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年 3 月 4 日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

平成16年規程第 2 号

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程（平成10年規程第16号）の一部について，別紙新旧対照表の左欄を，右欄のように改正する。

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正（案）
〔省略〕 （調査委員会） <u>第8条</u> 委員会は、重要な個別事項の対処について必要と認める場合、調査委員会を置く。 2 調査委員会はすみやかに、申し立て人の同意に基づき、当該申し立てにかかる事実を、客観的かつ詳細に調査する。 3 調査委員会は、調査の結果を報告書にまとめ、遅滞なく委員会に報告しなければならない。 4 調査委員会は、次の各号に掲げる委員によって組織する。 （1）委員会構成員のうちから委員会が推薦する者 （2）その他委員会が必要と認めた者 （プライバシーの配慮等） <u>第9条</u> 委員会、調査委員会が問題を処理するに当たっては、関係者のプライバシーに配慮するとともに、個人の秘密を厳守しなければならない。 （庶務） <u>第10条</u> 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部及び学務部が処理する。 （補則） <u>第11条</u> この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。	〔省略〕 （専門委員） <u>第8条</u> 委員会は、心理的支援のための専門委員を置く。 <u>2 専門委員については、別に定める。</u> <u>第9条</u> 〔省略〕 <u>第10条</u> 〔省略〕 <u>第11条</u> 〔省略〕 <u>第12条</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年3月4日から施行する。</u>